

平成 31 年 3 月 7 日

各 学 校 設 置 者 様
(高 ・ 特 ・ 専 (高 等 課 程))

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度私立高等学校等就学支援金事務費交付金の配分方法及び額等について (通知)

私立高等学校等就学支援金事務費交付金交付要綱 (以下「要綱」という。) 第 3 条第 2 項に定める配分方法及び額並びに同項に定める交付対象経費について、下記のとおり通知します。

記

1 交付金の配分方法及び交付額

(1) 受給資格認定者数に基づく経費 (要綱別表 1 (1))

平成 30 年 5 月 1 日現在における、受給資格者一人あたり 1,100 円以内とする

(2) 支給対象学校数に基づく経費 (要綱別表 1 (2))

平成 30 年 5 月 1 日現在における、学校数一校あたり 130,000 円以内とする

2 交付対象経費 (要綱別表 2)

「その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費」として「私立学校常勤職員に係る基本給 (就学支援金業務に従事した分に限る。)」を認めることとする。

担 当 : 私学振興担当 高橋 (宏)、佐藤
電 話 : 019-629-5041
ファクシミリ : 019-629-5049
E-mail : AH0007@pref.iwate.jp